

# 令和6年度 防災管理講習のお知らせ

防災管理者として必要な資格を取得するため、消防法施行令第47条第1項第1号の規定に基づく防災管理新規講習を次のとおり開催します。

- 開催日時** 令和6年7月25日(木) 午前9時30分～午後4時00分  
(注) 自衛消防業務講習の既習者について、講習科目の一部が免除されます。
- 開催場所** 豊橋市役所東館12階 東128会議室 (豊橋市今橋町1番地)
- 受講定員** 40名(定員になり次第受付を締め切ります。)
- 受講対象** 防災管理の必要な防火対象物において防災管理上必要な業務を適正に遂行できる管理的又は監督的地位にある方が対象です。  
防災管理の必要な建築物等については、共同住宅等、格納庫等及び倉庫以外の全ての用途の延べ面積の合算が次の①～④のいずれかに該当するもの。  
① 延べ面積5万平方メートル以上  
② 5階以上で延べ面積2万平方メートル以上  
③ 11階以上で延べ面積1万平方メートル以上  
④ 延べ面積1,000平方メートル以上の地下街  
なお、原則として甲種の防火管理講習を修了(防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者等を含む。)していることが必要です。
- 受講料等** ①受講手数料 1,500円 ②テキスト代 2,500円  
※上記①②4,000円は、講習会当日に領収します。
- 修了証** 講習科目を全て修了した方に防災管理新規講習修了証を交付します。
- 申込方法** 受付期間内に下記申込み先にお越しいただき、お申込みください。(代理申込み可)  
受付期間：令和6年6月24日(月)～6月28日(金)  
受付時間：午前8時30分～午後5時15分
- 受講申込み時に必要な書類等**  
**受講資格を証明する書類**  
本市で甲種防火管理講習を修了した方は要りません。他市や他団体等で甲種防火管理講習を修了している方又は防火管理者として必要な学識経験を有する方は、証明等の写しを添付してください。
- 受講する方へのお願い**  
遅刻された方は、受講できません。また、手数料及びテキスト代の返金はできませんので御了承ください。
- 申込み・問合せ先(電話による受講申込みはできません。以下の場所にお越しく下さい。)**  
(1) 豊橋市消防本部予防課予防グループ(今橋町1番地市役所西館5階) TEL0532-51-3115(直通)  
(2) " 中消防署予防担当(東松山町23番地) TEL0532-52-0119(代表)  
(3) " 南消防署予防担当(曙町字南松原118番地) TEL0532-46-0119(代表)